

4. 保全等に配慮すべき地域又は対象

4. 保全等に配慮すべき地域又は対象

対象事業計画地及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象について、以下のとおり整理した。

A：特に重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象

「特に重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 本事業の立地を回避すべき地域又は対象（A ランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
（自然との触れ合い性）		
A-①	天然記念物 「文化財保護法」昭和 25 年 法律第 214 号	我が国にとって学術上価値の高いものとして国、宮城県、仙台市が指定している動物、植物、地形・地質、保護区域であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-②	指定文化財 「文化財保護法」昭和 25 年 法律第 214 号	我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして国、宮城県、仙台市が指定している、史跡及び建造物《有形文化財》であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-③	登録文化財 「文化財保護法」昭和 25 年 法律第 214 号	

B：本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象

「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表 4-2 に示すとおりである。

表 4-2 本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
(土地の安定性)		
B-①	砂防指定地 「砂防法」明治 30 年 法律第 29 号	治水上のため砂防設備を要する土地、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-②	地すべり防止区域 「地すべり等防止法」昭和 33 年 法律第 30 号	地すべり活動を起こしている区域、起こす恐れが大きい区域及び隣接区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-③	急傾斜地崩壊危険区域 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 法律第 57 号)	急傾斜地の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じる恐れのある土地及び隣接地のうち、行為を制限する必要がある土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-④ B-⑤	土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 法律第 57 号)	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
(自然との触れ合い性)		
B-⑥	県立自然公園区域 「県立自然公園条例」(昭和 34 年 宮城県条例第 20 号)	自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑦	緑地環境保全地域 「自然環境保全条例」(昭和 47 年 宮城県条例第 25 号)	
B-⑧	市保存樹木 「杜の都の環境をつくる条例」平成 18 年 仙台市条例第 47 号	地域的美観風致を維持するために指定されている樹木・樹林であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑨	埋蔵文化財包蔵地(遺跡) 「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)	学術上重要な文化財が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
(生活環境の保全性)		
B-⑩	騒音に係る環境基準の AA 類型(特に静穏を要する地域) 「環境基本法」(平成 5 年 法律第 91 号)	特に静穏であることが求められる地域であり、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。

C : 本事業の立地にあたって留意する地域又は対象

「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は表 4-3 に示すとおりである。

表 4-3(1) 本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (C ランク) の選定基準及び選定理由(1/2)

区分	選定基準	選定理由
(土地の安定性)		
C-①	災害の危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所, 土石流危険渓流, 地すべり危険箇所) 「土砂災害危険箇所図公表システム」平成 26 年 1 月 宮城県土木部防災砂防課ホームページ	急傾斜地崩壊や地すべり等の危険が生じる恐れのある土地であることから, 事業の立地にあたって留意が必要である。
(自然環境の保全性)		
C-②	自然性の高い植生 「1:50000 仙台市植生図 東日本大震災後における自然環境基礎調査業務委託報告書」(平成 25 年 仙台市)	自然性の高い植生の生育が確認されている土地であり, 事業の立地にあたって留意が必要である。
C-③	保全上重要な植物種の生育地 「平成 22 年度自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)	保全上重要な植物種の生育が確認されている土地であり, 事業の立地にあたって留意が必要である。
C-④	宮城県レッドリストにおける調査群落 「宮城県の希少な野生動植物—宮城県レッドリスト 2013 年版—」(平成 25 年 宮城県)	保全上重要な植物群落の生育が確認されている土地であり, 事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑤	保全上重要な動物種の生息地 「平成 22 年度自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月 仙台市)	保全上重要な動物種の生息が確認されている土地であり, 事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑥	鳥獣保護区 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 法律第 88 号)	狩猟を禁止する等により野生鳥獣を保護する区域であることから, 事業の立地にあたって留意が必要である。
(自然との触れ合い性)		
C-⑦	自然的景観資源 「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成 16 年 2 月 仙台市) 「大和町環境基礎調査」(平成 15 年 3 月 大和町) 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 23 年 4 月 仙台市) 「第 3 回自然環境保全基礎調査 宮城県自然環境情報図」(平成元年 環境庁)	景観保全上重要な地形・地質, 自然現象が確認されている土地であり, 事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑧	歴史的景観資源 「みやぎ・身近な景観百選」(平成 24 年 9 月 宮城県) 「みやぎ伊達な観光マップ」 (http://www.datenamap.com/)	景観保全上重要な屋敷林や建造物が確認されている土地であり, 事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑨	自然との触れ合いの場 「杜の都・仙台わがまち緑の名所 100 選ガイドブック」(平成 14 年 3 月 仙台市) 「いずみの水と緑・続『み～つけた』」(平成 24 年 9 月 泉区まちづくり推進協議会) 「根白石中学校ヒアリング」(平成 21 年 10 月 22 日)	不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり, 事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑩	大和町の名木古木 「大和町の名木古木」(平成 14 年 1 月 大和町名木古木を守る会)	地域的美観風致を維持するために指定されている名木古木であることから, 事業の立地にあたって留意が必要である。

表 4-3 (2) 本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (C ランク) の選定基準及び選定理由 (2/2)

区分	選定基準	選定理由
(生活環境の保全性)		
C-⑪	騒音に係る環境基準の A 類型(専ら住居の用に供される地域) 第 1 種低層住居専用地域, 第 2 種低層住居専用地域, 第 1 種中高層住居専用地域, 第 2 種中高層住居専用地域 「環境基本法」(平成 5 年 法律第 91 号)	静穏であることが求められる地域であり, 事業の立地, 工事の方法等に留意が必要である。
C-⑫	河川・湖沼 「平成 21 年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」 (平成 22 年 3 月 仙台市) 「ため池台帳調書」(平成 20 年 2 月 仙台市) 「仙台地方ダム総合事務所ホームページ」 (http://www.pref.miyagi.jp/snd-dam/index.html)	地域の動植物の生息・生育地として, また用水など生活資源としての河川・湖沼であり, 事業の立地, 工事の方法等に留意が必要である。
C-⑬	水源地 「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」 (平成 20 年 3 月 宮城県農林水産部農村振興課) 「河川取水施設図」 (平成 20 年 3 月 宮城県農林水産部農村振興課)	農業用水など生活資源としての水源地であり, 事業の立地, 工事の方法等に留意が必要である。
C-⑭	湧水 「平成 21 年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書」 (平成 22 年 3 月 仙台市)	市街地の緑地の減少や地下水の使用量の増大等により湧水の涸渇がみられる中で現存している湧水であり, 事業の立地, 工事の方法等に留意が必要である。

以上の選定基準に該当する「保全等に配慮すべき地域又は対象」は, 表 4-4～表 4-17及び図 4-1～図 4-3に示すとおりであり, 以下のものが挙げられる。

「当該事業の立地を回避すべき地域又は対象 (A ランク)」

- ・天然記念物: 「ニホンカモシカ」
- ・市の指定文化財(史跡): 「栽松院墓所(白石城跡内)」

「当該事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象 (B ランク)」

- ・埋蔵文化財包蔵地(遺跡): 「針生山遺跡」

「当該事業の立地にあたって留意する地域または対象 (C ランク)」

- ・災害の危険箇所: 「青笹山(急傾斜地崩壊危険箇所)」, 「針生山(急傾斜地崩壊危険箇所)」, 「惣膳原沢(土石流危険溪流)」, 「銅谷屋敷沢(土石流危険溪流)」
- ・自然性の高い植生: 「ヒルムシロクラス」, 「ヤナギ低木群落」
- ・保全上重要な植物種の生育地: 「根白石(朴沢・実沢・福岡)地域の里地・里山植生」, 「七北田川中～下流域の河畔植生」, 「対象事業計画地内(平成 12 年 3 月評価書)」
- ・保全上重要な動物種の生息地: 「泉ヶ岳から根白石への緑の回廊」, 「七北田川(中流域～河口)」, 「対象事業計画地内(平成 12 年 3 月評価書)」
- ・自然との触れ合いの場: 「寺岡山と高森寺岡公園(寺岡中央公園)」, 「七北田川(鼻毛橋～今宮堰付近)」, 「貴船神社」, 「白石城跡」, 「満興寺」, 「紫山公園」, 「七北田川(馬橋付近)」, 「山田川」
- ・騒音に係る環境基準の A 類型(専ら住居の用に供される地域): 「第 1 種低層住居専用地域」, 「第 2 種低層住居専用地域」, 「第 1 種中高層住居専用地域」
- ・河川: 「七北田川」, 「山田川」, 「八沢川」
- ・湖沼: 「八沢川調整池」, 「不詳 14 か所のため池」
- ・水源地: 「今宮堰」, 「新堰頭首工」

表 4-4 保全等に配慮すべき地域又は対象 (1/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
当該事業の立地を回避すべき地域又は対象 (Aランク)		
(自然との触れ合い性)		
A- 天然記念物 表 3-54～表 3-59参照		
2 ニホンカモシカ	○	平成12年3月評価書において、計画地内で確認されていることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮を要する。
40 鷲倉神社の姥杉	×	計画地とこれらの天然記念物との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される1km以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
41 賀茂神社のイロハモミジ	×	
42 賀茂神社のタラヨウ	×	
48 賀茂神社のアラカシ	×	
A- 指定文化財 表 3-54～表 3-59参照		
47 栽松院墓所 (白石城跡内)	△	計画地とこの指定文化財との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される1km以内に位置する。本対象を直接改変はしないため、立地を回避する必要はないものの、本対象に間接的な影響が懸念される。
1 坤輿萬国全図 (版本) 附 坤輿萬国全図 (着色)	×	これらの指定文化財は、宮城県立図書館等の蔵書であることから、特に配慮は要しないと判断した。
7 観文禽譜 (稿本) 禽譜 (稿本)	×	
8 魚蟲譜 (写本)	×	
9 關算四傳書 (写本)	×	
10 貞観政要 (伏見版)	×	
11 光悦謡本一百番 (特製本)	×	
12 生計纂要 (稿本)	×	
13 三航蝦夷日誌 (稿本)	×	
14 北海道風土記 (稿本) 附図10枚 附 北海道風土記 (草稿) 附 琉球新誌 附図1枚 附 小笠原島新誌 附図1枚	×	
15 言海 (稿本)	×	
16 皇国地誌	×	
17 朝鮮古刊本	×	
18 環海異聞 (写本)	×	
19 金城秘韞 (写本)	×	
20 英文翻訳彼理日本紀行 (稿本)	×	
21 奥州名所図会 (自筆稿本)	×	
22 熟語本位英和大辞典 (自筆原稿)	×	
23 宮城県漁具図解及び略解	×	

※：表中の「A-①～②」は、表 4-1の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-5 保全等に配慮すべき地域又は対象 (2/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
当該事業の立地を回避すべき地域又は対象 (A ランク)		
(自然との触れ合い性)		
A- 指定文化財 表 3-54～表 3-59参照		
24 奥羽観蹟聞老志	×	これらの指定文化財は、宮城県立図書館等の蔵書であることから、特に配慮は要しないと判断した。
25 風土記御用書出	×	
26 国絵図	×	
27 仙台北城下絵図	×	
28 仙台北城絵図	×	
29 仙台北別業・江戸屋敷等絵図	×	
30 城・要害・在郷屋敷絵図 附 関係文書 1 通	×	
31 領内図	×	
32 飛地領絵図 附 関係文書 5 件	×	
33 蝦夷地関係絵図	×	
34 境絵図	×	
35 伊能図 (中図) 附 北極出地度里程測量 3 冊	×	
36 仙台祭絵関係資料	×	
44 仙台藩修復帳 御修復帳	×	
45 朴沢学園裁縫教育資料	×	
4 賀茂神社本殿 附 棟札 2 枚	×	計画地とこれらの指定文化財との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される 1km 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
5 木造阿弥陀如来立像	×	
6 木造十一面観音立像	×	
43 宇那禰神社本殿 附 棟札 5 枚	×	これらの指定文化財は、無形民俗文化財であることから、特に配慮は要しないと判断した
37 芋沢の田植踊	×	
38 福岡の鹿踊・剣舞	×	
39 上谷川の鹿踊・剣舞	×	
46 大沢の田植踊	×	
A- 登録文化財 表 3-54～表 3-59参照		
3 紙芝居資料	×	この指定文化財は、宮城県立図書館の蔵書であることから、特に配慮は要しないと判断した。

※：表中の「A-②～③」は、表 4-1の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-6 保全等に配慮すべき地域又は対象 (3/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)		
(土地の安定性)		
B- 砂防指定地 表 3-11参照		これらの指定区域は計画地内に含まれていないことから、特に配慮は要しないと判断した。
1 七北田川	×	
2 丸田沢	×	
3 清川	×	
4 大堤沢	×	
5 元石沢	×	
B- 地すべり防止区域	×	
B- 急傾斜地崩壊危険区域	×	これらの警戒区域は計画地内に含まれていないことから、特に配慮は要しないと判断した。
B- 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊) 表 3-12参照		
6 泉ヶ丘の1	×	
7 泉ヶ丘の2	×	
8 西田中	×	
9 古内	×	
10 平場	×	
B- 土砂災害警戒区域(土石流) 表 3-12参照		
12 西沢	×	
13 朴ノ木沢	×	
(自然との触れ合い性)		
B- 県立自然公園区域 図 3-23参照		計画地とこれら指定地域との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される 1km 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
1 県立自然公園船形連峰	×	
B- 緑地環境保全地域 図 3-23参照		
2 権現森緑地環境保全地域	×	
3 丸田沢緑地環境保全地域	×	

※：表中の「B-①～⑦」は、表 4-2の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-7 保全等に配慮すべき地域又は対象 (4/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)		
(自然との触れ合い性)		
B- 市保存樹木 表 3-25参照		
所有者	樹種	
1 個人所有	アカマツ	×
2 東泉寺	カヤ	×
3 東泉寺	カツラ	×
4 東泉寺	イチョウ	×
5 鷲倉神社	スギ	×
6 個人所有	イチョウ	×
7 個人所有	カヤ	×
8 個人所有	アカマツ	×
9 賀茂神社	イロハモミジ (2本)	×
10 賀茂神社	アラカシ (2本)	×
計画地とこれら市保存樹木までの距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される概ね 1km 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。(No.8 個人所有のアカマツは、対象事業計画地からの距離が約 900m であり、概ね 1km と判断した。)		
(歴史的文化財資源の保全性)		
B- 埋蔵文化財包蔵地(遺跡) 表 3-60～表 3-61参照		
40 針生山遺跡	○	歴史的文化財資源の埋蔵地として、宮城県が指定している地域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮を要する。
37 青笹山遺跡	×	試掘確認調査が実施されており、仙台市教育委員会により『工事着手は差し支えない』との判断がなされていることから、特に配慮は要しないと判断した。
39 養賢堂遺跡	×	
1から63のうち上記を除く番号	×	これら埋蔵文化財包蔵地は、直接改変するものではないことから、特に配慮は要しないと判断した。
泥畑遺跡, 西上野原遺跡, 西上野原 B 遺跡, 高野原 A 遺跡, 高野原 B 遺跡, 畑中遺跡, 西小屋遺跡, 檀の原遺跡, 檀の原小塚, 西脇西遺跡, 亀ノ子小塚, 新田遺跡, 鷲倉神社板碑(小山板 A 碑群), 松岩寺板碑(小山板碑 B 群), 中在家遺跡, 朴沢新城跡, 南遺跡, 原遺跡, 山下遺跡, 上鳥居原遺跡, 鳥居原遺跡, 堰添 A 遺跡, 堰添 B 遺跡, 刑部塚, 福岡館跡, 慶得庵の碑, 柏坊遺跡, 花輪山遺跡, 成田山館遺跡, 東泉板碑群, 弘安の碑, 柿屋敷板碑, 館陰遺跡, 宇佐八幡宮板碑群(館下板碑 B 群), 白石城跡, 館下板碑群, 新坂下板碑群, 銅谷遺跡, 紫山遺跡, 寺岡廃寺, 福沢城跡, 小岳館跡, ドウコン塚, 八乙女館跡, 山野内館跡, 戸平鍛冶跡, 関の上遺跡, 宮下遺跡, 長命館跡, 堂所山遺跡, 宮床山遺跡, 道庭廃寺跡, 荒神館跡, 宇那弥神社跡, 黒森山遺跡, 長原窯跡, 長原 C 遺跡, 長原上遺跡, 赤坂遺跡, 摺萩遺跡		
(生活環境の保全性)		
B- 騒音に係る環境基準の AA 類型 (特に静穏を要する地域)	×	調査範囲にこの指定地域は無い。

※: B-⑩について、仙台市内で AA 類型に当てはまる地域は、青葉区荒巻字青葉のみである。

※: 表中の「B-⑧～⑩」は、表 4-2の選定基準の番号に対応する。

※: 配慮区分

○: 計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△: 計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×: 計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-8 保全等に配慮すべき地域又は対象 (5/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(C ランク)		
(土地の安定性)		
C- 災害の危険箇所 表 3-13～表 3-15参照		
53 青笹山 (急傾斜地崩壊危険箇所)	○	これらの急傾斜地崩壊危険箇所が計画地内に含まれていることから、事業実施に際して配慮が必要である。
55 針生山 (急傾斜地崩壊危険箇所)	○	
急傾斜地崩壊危険箇所：57箇所 14 から 72 のうち上記を除く番号の 57 箇所	×	これらの急傾斜地崩壊危険箇所は計画地内に含まれていないことから、特に配慮は要しないと判断した。
76 惣膳原沢 (土石流危険渓流)	○	これらの土石流危険渓流が計画地内に含まれていることから、事業実施に際して配慮が必要である。
77 銅谷屋敷沢 (土石流危険渓流)	○	
土石流危険渓流：11箇所 73 から 85 のうち上記を除く番号の 11 箇所	×	これらの土石流危険渓流は計画地内に含まれていないことから、特に配慮は要しないと判断した。
86 地すべり危険箇所：2箇所 87	×	これらの地すべり危険箇所は計画地内に含まれていないことから、特に配慮は要しないと判断した。
(自然環境の保全性)		
C- 自然性の高い植生 01～15 は図 3-12, A～M は図 3-15参照		
15 ヒルムシロクラス 10	○	自然性の高いヒルムシロクラスは、計画地内に存在していることから、事業実施に際して配慮が必要である。
06 ヤナギ低木群落 (IV) 9	△	七北田川流域に点在する自然性の高いヤナギ低木群落までの距離は、植物の影響範囲と想定される 200m 以内にあることから、本対象に間接的な影響が懸念される。
01 ミヤマハンノキ群落 9	×	計画地とこれら自然性の高い植生までの距離は、植物の影響範囲と想定される 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
02 モミーイヌブナ群集 9	×	
03 イヌシデーアカシデ群落 9	×	
04 ケヤキ群落 (IV) 9	×	
05 ハンノキ群落 (IV) 9	×	
14 ヨシクラス 10	×	
07 ヤマハンノキ群落 7	×	
08 アカマツ群落 (V) 7	×	
09 落葉広葉低木群落 7	×	これらの植生は自然性が高くないことから、特に配慮は要しないと判断した。
10 ススキ群団 (V) 5	×	
11 伐採跡地群落 (V) 4	×	
12 クリーコナラ群集 7	×	
13 クズ群落 4	×	

※：表中の「C-①, C-②」は、表 4-3の選定基準の番号に対応する。

※：C-②の指定地域名の後に記載の数字は、植生自然度 (表 3-29参照) を示しており、9 以上を自然性の高い植生と判断している。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-9 保全等に配慮すべき地域又は対象 (6/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(C ランク)		
(自然環境の保全性)		
C- 自然性の高い植生 16~30 は図 3-12, 平成 12 年 3 月評価書(A~M)は図 3-15参照		
16 スギ・ヒノキ・サワラ植林	6 ×	これらの植生は自然性が低いことから、特に配慮は要しないと判断した。
17 竹林	7 ×	
18 ゴルフ場・芝地	2 ×	
19 路傍・空地雑草群落	4 ×	
20 果樹園	3 ×	
21 畑雑草群落	2 ×	
22 水田雑草群落	2 ×	
23 放棄水田雑草群落	4 ×	
24 市街地	1 ×	
25 緑の多い住宅地	2 ×	
26 残存・植栽樹群をもった公園, 墓地等	2 ×	
27 工場地帯	1 ×	
28 造成地	1 ×	
29 開放水域	— ×	
30 自然裸地	— ×	
A コナラ林 (平成 12 年 3 月評価書)	7 ×	これらの植生は自然性が低いことから、特に配慮は要しないと判断した。
B ハンノキ林 (平成 12 年 3 月評価書)	7 ×	
C 竹林 (平成 12 年 3 月評価書)	7 ×	
D アカマツ植林 (平成 12 年 3 月評価書)	6 ×	
E スギ植林 (平成 12 年 3 月評価書)	6 ×	
F 湿性植物群落 (平成 12 年 3 月評価書)	5 ×	
G ススキ群落 (平成 12 年 3 月評価書)	5 ×	
H 法面雑草群落 (平成 12 年 3 月評価書)	5 ×	
I 果樹園 (平成 12 年 3 月評価書)	3 ×	
J 畑地雑草群落 (平成 12 年 3 月評価書)	2 ×	
K 水田雑草群落 (平成 12 年 3 月評価書)	2 ×	
L 建物・道路など (平成 12 年 3 月評価書)	1 ×	
M 開放水面 (平成 12 年 3 月評価書)	1 ×	

※：表中の「C-②」は、表 4-3の選定基準の番号に対応する。

※：C-②の指定地域名の後に記載の数字は、植生自然度 (表 3-29参照) を示しており、9 以上を自然性の高い植生と判断している。

※：C-②の平成 12 年 3 月評価書に基づく植生については、指定地域名 (平成 12 年 3 月評価書) と付記している。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-10 保全等に配慮すべき地域又は対象 (7/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(自然環境の保全性)		
C- 保全上重要な植物種の生育地 ①～⑦は表 3-31・図 3-13, 対象事業計画地内 (平成 12 年 3 月評価書) は図 3-15参照		
④ 根白石 (朴沢・実沢・福岡) 地域の 里地・里山植生	○	計画地は保全上重要な植物種の生育地に 含まれていることから, 事業の立地にあたっ て留意が必要である。
② 七北田川中～下流域の河畔植生	△	計画地とこれら保全上重要な植物種の生育 地までの距離は, 植物の影響範囲と想定さ れる 200m 以内にあることから, 本対象に間 接的な影響が懸念される。
① 黒森山国有林のソヨゴ林と周辺の植生	×	計画地とこれら保全上重要な植物種の生育 地までの距離は, 植物の影響範囲と想定さ れる 200m 以上離れていることから, 特に配 慮は要しないと判断した。
③ 朴沢のモミ林	×	
⑤ 大倉・芋沢丘陵地の植生 (緑の回廊)	×	
⑥ 丸田沢緑地 (水の森公園)	×	
⑦ 西田中の里地・里山植生	×	
対象事業計画地内 (平成 12 年 3 月評価書)	○	計画地は保全上重要な植物種の生育地に 含まれていること, かつ, 保全上重要な植物 種の生育が確認されている土地であり, 事 業の立地にあたって留意が必要である。
C- 宮城県レッドリストにおける調査群落 表 3-33参照		
1 黒森山のソヨゴ群落	×	計画地と宮城県レッドリストにおける調査群 落までの距離は, 植物の影響範囲と想定さ れる 200m 以上離れていることから, 特に配 慮は要しないと判断した。
2 (仮称) 丸田沢の植物群落	×	
C- 保全上重要な動物種の生息地 ①～④は表 3-47・図 3-16, 対象事業計画地内 (平成 12 年 3 月評価書) は図 3-15参照		
① 泉ヶ岳から根白石への緑の回廊	○	計画地は保全上重要な動物種の生息地に 含まれていることから, 事業の立地にあたっ て留意が必要である。
② 七北田川 (中流域～河口)	△	計画地と保全上重要な動物種の生息地ま での距離は, 動物の影響範囲と想定され る 200m 以内にあることから, 本対象に間 接的な影響が懸念される。
③ 奥羽山脈から大倉・芋沢丘陵地域への 緑の回廊	×	計画地とこれら保全上重要な動物種の生息 地までの距離は, 動物の影響範囲と想定さ れる 200m 以上を離れていることから, 特に 配慮は要しないと判断した。
④ 丸田沢緑地 (水の森公園)	×	
対象事業計画地内 (平成 12 年 3 月評価書)	○	計画地は保全上重要な動物種の生息地に 含まれていること, かつ, 保全上重要な動 物種の生息が確認されている土地であり, 事 業の立地にあたって留意が必要である。

※: 表中の「C-③～C-⑤」は, 表 4-3の選定基準の番号に対応する。

※: 配慮区分

○: 計画地に含まれており, 直接的な影響が懸念される。

△: 計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると, 間接的な影響が懸念される。

×: 計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると, 特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-11 保全等に配慮すべき地域又は対象 (8/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(自然環境の保全性)		
C- 鳥獣保護区 図 3-24参照	×	計画地及びその周辺においては鳥獣保護区を含まないことから、特に配慮は要しないと判断した。
(自然との触れ合い性)		
C- 自然的景観資源 表 3-51参照		
1 根白石七北田川中流 (河成段丘)	×	これら自然的景観資源は、景観の影響範囲と想定される 1.5km 以内であるが、直接改変するものではなく、特に配慮は要しないと判断した。
6 大森・太田高原	×	
2 権現森緑地環境保全地域	×	計画地とこれら自然的景観資源までの距離は、景観の影響範囲と想定される 1.5km 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
3 丸田沢緑地環境保全地域	×	
4 県立自然公園船形連峰	×	
5 屏風岳	×	
C- 歴史的景観資源 表 3-51参照		
7 いぐねと古民家	×	これら歴史的景観資源は、景観の影響範囲と想定される 1.5km 以内であるが、直接改変するものではなく、特に配慮は要しないと判断した。
8 賀茂神社	×	計画地とこれら歴史的景観資源までの距離は、景観の影響範囲と想定される 1.5km 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。

※：表中の「C-⑥～⑧」は、表 4-3の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-12 保全等に配慮すべき地域又は対象 (9/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(自然との触れ合い性)		
C- 自然との触れ合いの場 表 3-53参照		
7 寺岡山と高森寺岡公園 (寺岡中央公園)	△	計画地と自然との触れ合いの場が、影響範囲と想定される1km以内にあることから、本対象に間接的な影響が懸念される。
8 七北田川 (鼻毛橋～今宮堰付近)	△	
9 貴船神社	△	
10 白石城跡	△	
17 満興寺	△	
19 紫山公園	△	
20 七北田川 (馬橋付近)	△	
21 山田川	△	計画地とこれらの自然との触れ合いの場との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される1km以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
1 水の森公園	×	
2 長命館跡【長命館公園 (風の子公園)】	×	
3 賀茂神社	×	
4 桂島緑地	×	
5 高森東公園	×	
6 高森公園 (高森自然公園)	×	
11 鷺倉神社 (境内, 姥杉)	×	
12 堂所付近	×	
13 モミの木と亀の子石	×	
14 興禅院の大イチョウ	×	計画地と町名木古木までの距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される概ね1km以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
15 朴沢八幡神社	×	
16 雷神社	×	
18 桂中央公園	×	
C- 大和町の名木古木 表 3-26参照		
所有者	樹種	
11 個人所有	シダレザクラ	×

※：表中の「C-⑨, C-⑩」は、表 4-3の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-13 保全等に配慮すべき地域又は対象 (10/14)

指定地域	配慮区分	選定理由	
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)			
(生活環境の保全性)			
C- 騒音に係る環境基準のA類型(専ら住居の用に供される地域) 図 3-22参照			
第1種低層住居専用地域	△	大気質・騒音等の影響範囲と想定される、計画地より500m以内の範囲に、「第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域」があることから、これら地域への間接的な影響が懸念される。	
第2種低層住居専用地域	△		
第1種中高層住居専用地域	△		
第2種中高層住居専用地域	×	大気質・騒音等の影響範囲と想定される、計画地より500m以内の範囲に、この指定地域は無い。	
C- 河川・湖沼 表 3-1～表 3-3参照			
4 七北田川	△	これら河川は計画地の下流に位置することから、本対象に間接的な影響が懸念される。	
11 山田川	△		
10 八沢川	△		
1 竹林川	×	これら河川は計画地よりも上流もしくは別流域に位置することから、特に配慮は要しないと判断した。	
2 宮床川	×		
3 芋沢川	×		
5 高柳川	×		
6 八乙女川	×		
7 萱場川	×		
8 西田中川	×		
9 小野川	×		
12 長谷倉川	×		
13 鰻沢川	×		
14 花輪川	×		
15 塩沢川	×		
72 八沢川調整池	△		このため池は計画地の下流に位置することから、本対象に間接的な影響が懸念される。
不詳：14か所のため池 不詳のうち、68, 103, 104, 112～122の14箇所	○		これらため池は計画地内に含まれていることから、事業の立地にあたっては配慮が必要である。
1 板橋堤溜池	×		これらため池は計画地よりも上流もしくは別流域に位置することから、特に配慮は要しないと判断した。
2 寺下堤溜池	×		
3 湯舟沢新溜池	×		
4 塩野沢第1溜池	×		
5 松葉沢上溜池4	×		
6 上野原溜池1	×		
7 上野原溜池2	×		
8 板橋溜池2	×		

※：表中の「C-⑪、C-⑫」は、表 4-3の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-14 保全等に配慮すべき地域又は対象 (11/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(生活環境の保全性)		
C- 河川・湖沼 表 3-1～表 3-3参照		
9 板橋溜池 5	×	これらため池は計画地よりも上流もしくは別流域に位置することから、特に配慮は要しないと判断した。
10 平溜池	×	
11 明神溜池	×	
12 不動堂溜池	×	
13 ガニガヤ溜池	×	
14 湯船沢古溜池	×	
16 銅谷溜池	×	
17 畑沢溜池	×	
18 橘川屋敷溜池	×	
19 杭城山溜池 1	×	
20 新松山溜池	×	
21 杉原上溜池	×	
22 藤沢新官林溜池	×	
23 油房堤下溜池	×	
24 青笹山溜池	×	
25 石倉山溜池 2	×	
26 三共堤溜池	×	
27 朴ノ木山溜池 1	×	
28 朴ノ木山溜池 2	×	
29 朴ノ木山溜池 3	×	
30 杭城山溜池 2	×	
31 荒砥沢溜池	×	
32 トドヶ沢 1 号溜池	×	
33 トドヶ沢 1 号溜池	×	
34 大堤溜池	×	
35 元道堤溜池	×	
36 新大堤溜池	×	
37 高野原溜池	×	
38 寿連原堤溜池	×	
39 瀬木沢堤溜池	×	
71 中山 2 号調整池	×	
73 坊主山溜池	×	
74 明神堤溜池	×	
75 長兵衛堤調整溜池	×	

※：表中の「C-⑫」は、表 4-3の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-15 保全等に配慮すべき地域又は対象 (12/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(生活環境の保全性)		
C- 河川・湖沼 表 3-1～表 3-3参照		
76 高森溜池	×	これら湖沼・ため池は計画地よりも上流もしくは別流域に位置することから、特に配慮は要しないと判断した。
77 桂島下の堤溜池	×	
78 桂島上の堤溜池	×	
79 大倉溜池	×	
80 丸田沢溜池	×	
81 長命ヶ丘調整池	×	
82 新釜の沢溜池	×	
83 長命第1号溜池	×	
84 住吉台第5号調整池	×	
85 住吉台第4号調整池	×	
86 住吉台第3調整池	×	
87 北高森調整池	×	
88 住吉台第2調整池	×	
89 中山1号調整池	×	
90 加茂第1号調整池	×	
91 トドヶ沢3号溜池	×	
92 泉ビレッジ3号調整池	×	
93 長命ヶ丘1号調整池	×	
94 みやぎ中山調整池	×	
95 泉ビレッジ2号調整池	×	
96 中山3号調整池	×	
97 中山4号調整池	×	
98 紫山一丁目調整池	×	
99 明通第1調整池	×	
100 明通第2調整池	×	
101 明通第3調整池	×	
102 宮床ダム	×	
不詳：38箇所	×	
不詳のうち、40～67, 69, 70, 105～111の38箇所	×	

※：表中の「C-⑫」は、表 4-3の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-16 保全等に配慮すべき地域又は対象 (13/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(生活環境の保全性)		
C- 水源地 表 3-4参照		
24 今宮堰	△	これら水源地は計画地の下流に位置することから、本対象に間接的な影響が懸念される。
25 新堰頭首工	△	
20 明神堰頭首工	×	これら水源地は計画地の下流に位置するが、他流域からの流入に伴い影響が軽微であると考えられることから、特に配慮は必要ないと判断した。
21 諏訪揚水機	×	
22 六堂揚水機	×	
23 川西揚水機	×	
1 新道揚水機場	×	
2 菅原揚水機場	×	これら水源地は計画地よりも上流もしくは別流域に位置することから、特に配慮は必要ないと判断した。
3 白久保揚水機場	×	
4 後藤堰	×	
5 後藤堰下揚水機場	×	
6 岩倉堰	×	
7 後藤下揚水機場	×	
8 清水揚水機場	×	
9 小野揚水機場	×	
10 長原堰	×	
11 長原揚水機場	×	
12 蛇石堰	×	
13 新田揚水機場	×	
14 菅谷地下堰	×	
15 菅谷地上堰	×	
16 山岸揚水機場	×	
17 山岸堰	×	
18 松沢堰	×	
19 苦勞川堰	×	
26 根白石大堰	×	
27 免口堰	×	
28 山田堰	×	

※：表中の「C-⑬」は、表 4-3の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-17 保全等に配慮すべき地域又は対象 (14/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(生活環境の保全性)		
C- 水源地 表 3-4参照		
29 館堰	×	これら水源地は計画地よりも上流もしくは別流域に位置することから、特に配慮は要しないと判断した。
30 八乙女堰	×	
31 小豆島堰	×	
32 萱場堰	×	
33 二ノ堰下上堰	×	
34 下堰	×	
35 五百刈堰	×	
36 才ノ前堰	×	
37 箱豊堰	×	
38 鷹ノ巣堰	×	
39 鍛冶輪堰	×	
40 花輪堰	×	
41 小山揚水機	×	
C- 湧水 表 3-5参照		
a 阿久玉御前化粧の水	×	これら湧水は、直接改変するものではなく、計画地は、水象の影響範囲と想定される 1km 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
b 満興寺七不思議の清水	×	満興寺七不思議の清水を直接改変するものではないが、本湧水までの距離は水象の影響範囲と想定される 1km 以内にある。ただし、計画地と本湧水の間を七北田川が流れているため、流域が分断されていることから、特に配慮は要しないと判断した。

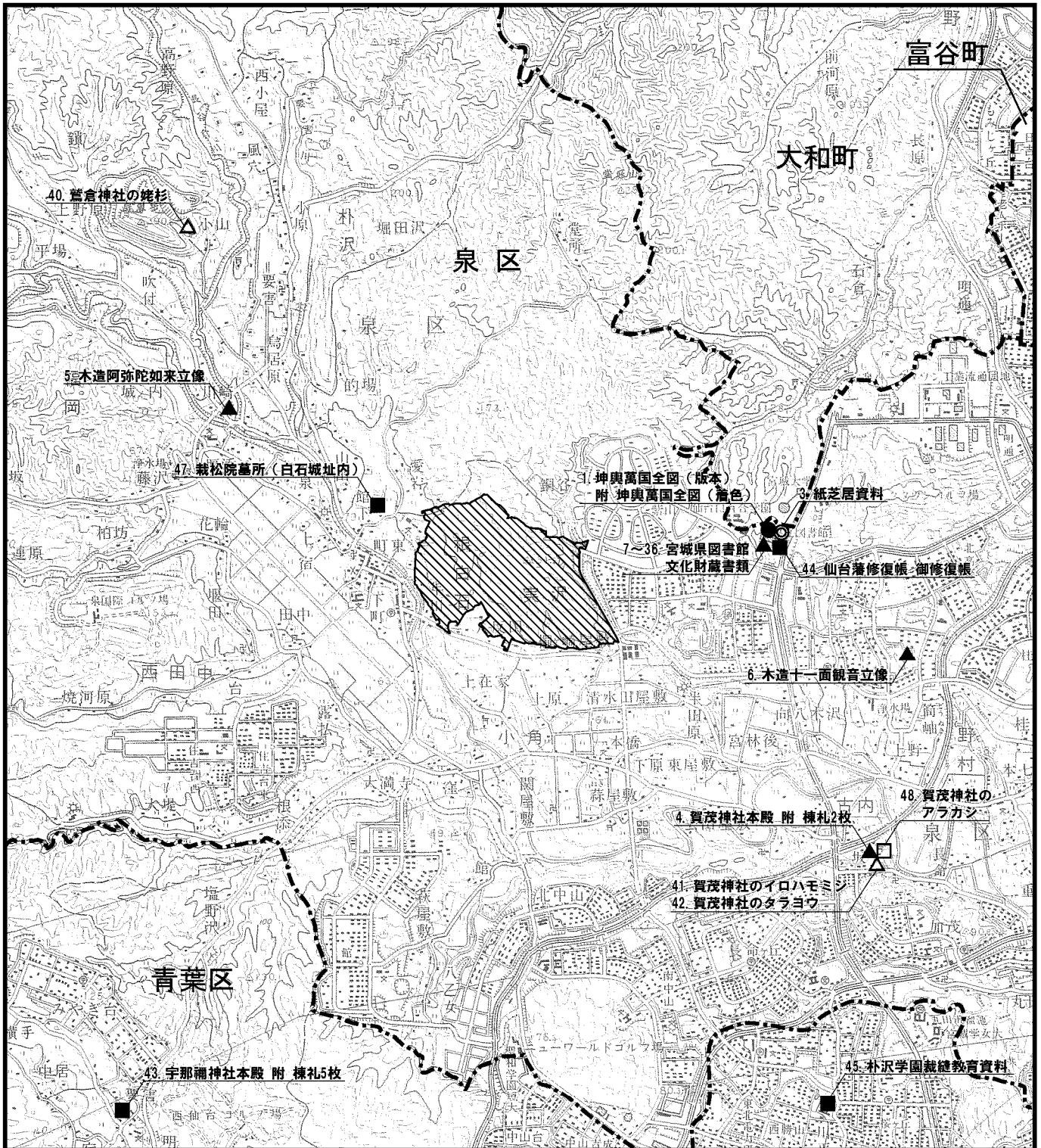
※：表中の「C-⑬, C-⑭」は、表 4-3の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分


○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。



凡例

-  : 対象事業計画地
- : 国指定有形文化財
- ◎ : 国登録有形文化財
- ▲ : 県指定有形文化財
- △ : 県指定天然記念物
- : 市指定有形文化財・史跡
- : 市指定天然記念物

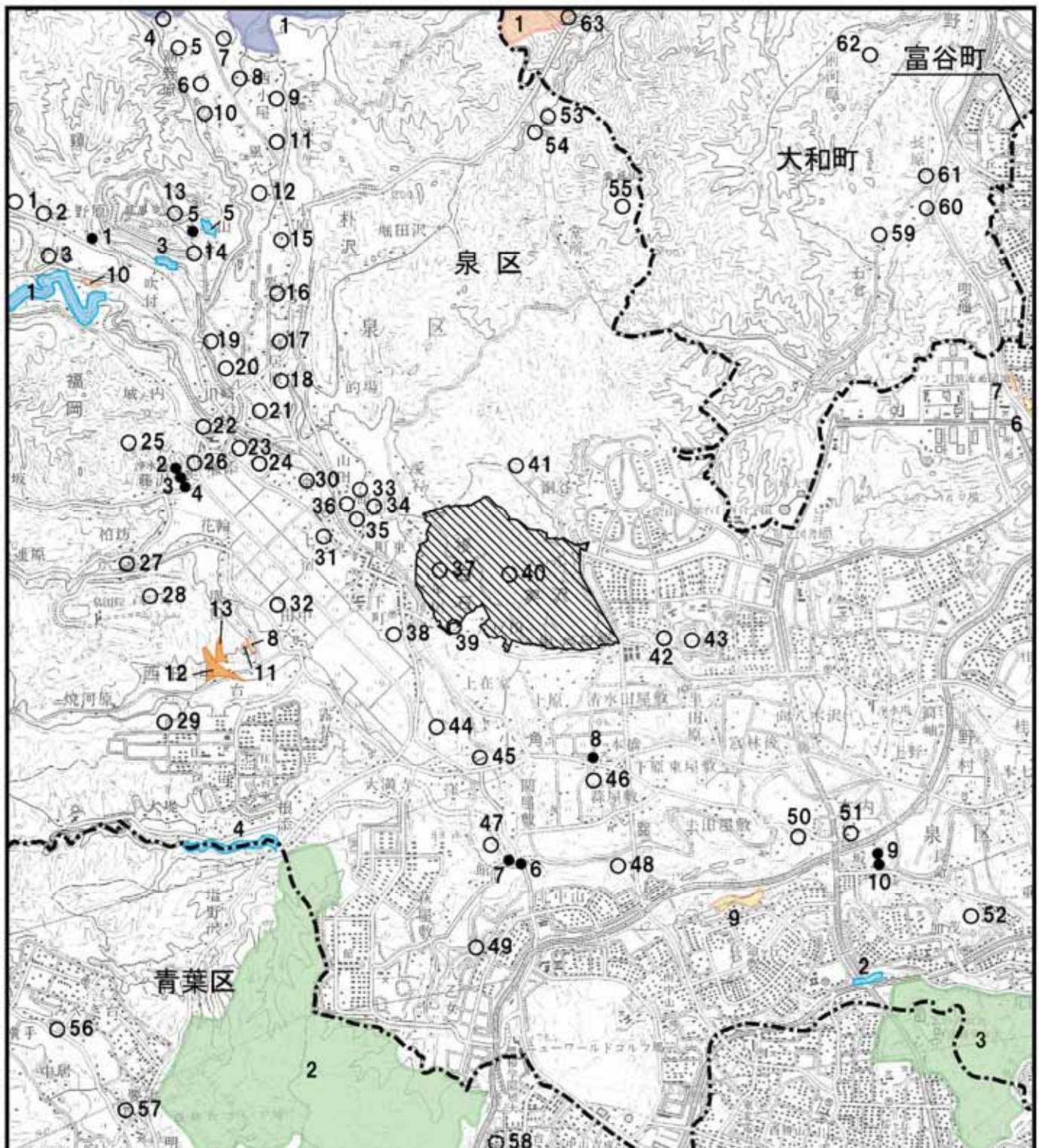
※No. 2のカモシカの分布域は出典に記載されていないため図示していない。
No. 37～39及びNo. 46は無形民俗文化財であるため図示していない。






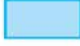
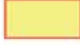


S=1:50,000

0 500 1000 2000m

図 4-1
事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象



凡例

- | | | | |
|---|-------------------------------------|---|--------------------------------|
|  | : 対象事業計画地 |  | : 自然公園 第3種特別地区
番号出典: 表3-23 |
|  | : 市区町境界線 |  | : 自然公園 普通地区
番号出典: 表3-23 |
|  | : 砂防指定地
番号出典: 表3-11 |  | : 県緑地環境保全地域
番号出典: 表3-23 |
|  | : 土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊)
番号出典: 表3-12 |  | : 埋蔵文化財包蔵地
番号出典: 表3-60~3-61 |
|  | : 土砂災害警戒区域 (土石流)
番号出典: 表3-12 | | |
|  | : 仙台市の保存樹木
番号出典: 表3-25 | | |

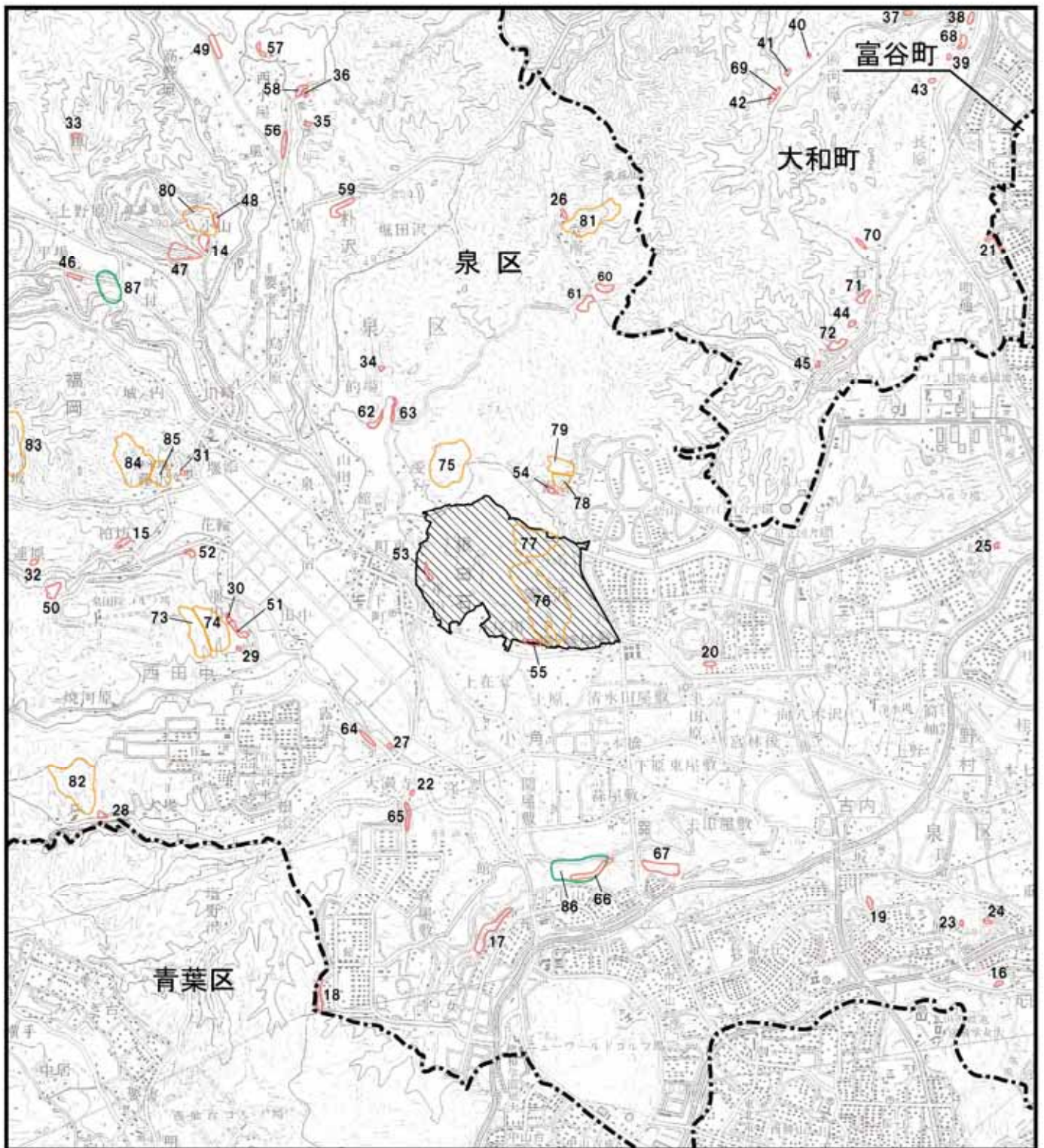


S=1:50,000

0 500 1000 2000m

図 4-2

事業の立地に相当程度の
配慮を要する地域又は対象



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 市区町境界線
-  : 急傾斜地崩壊危険箇所
番号出典：表3-13～3-14
-  : 土石流危険溪流
番号出典：表3-15
-  : 地すべり危険箇所
番号出典：表3-15



S=1:50,000

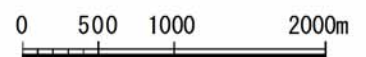


図 4-3(1)
事業の立地にあたって
留意する地域又は対象

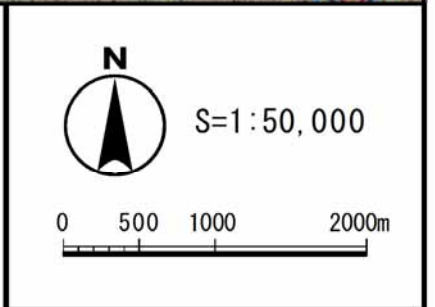
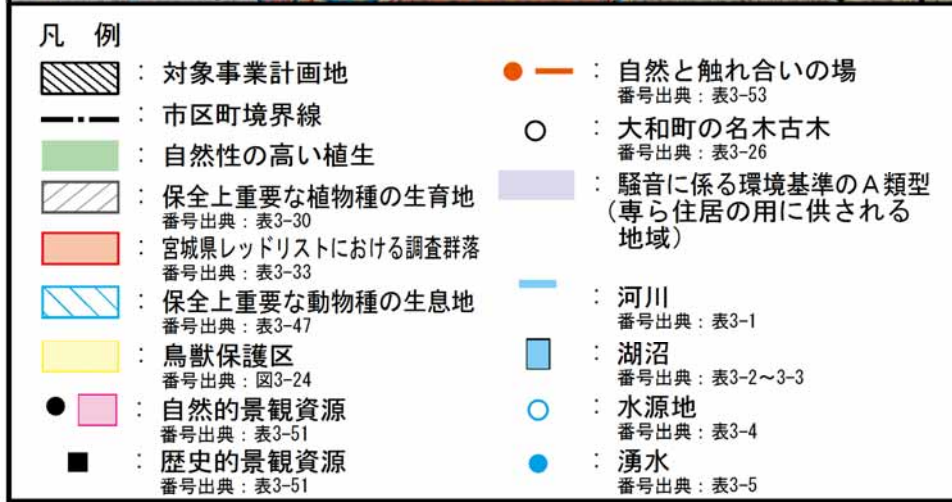
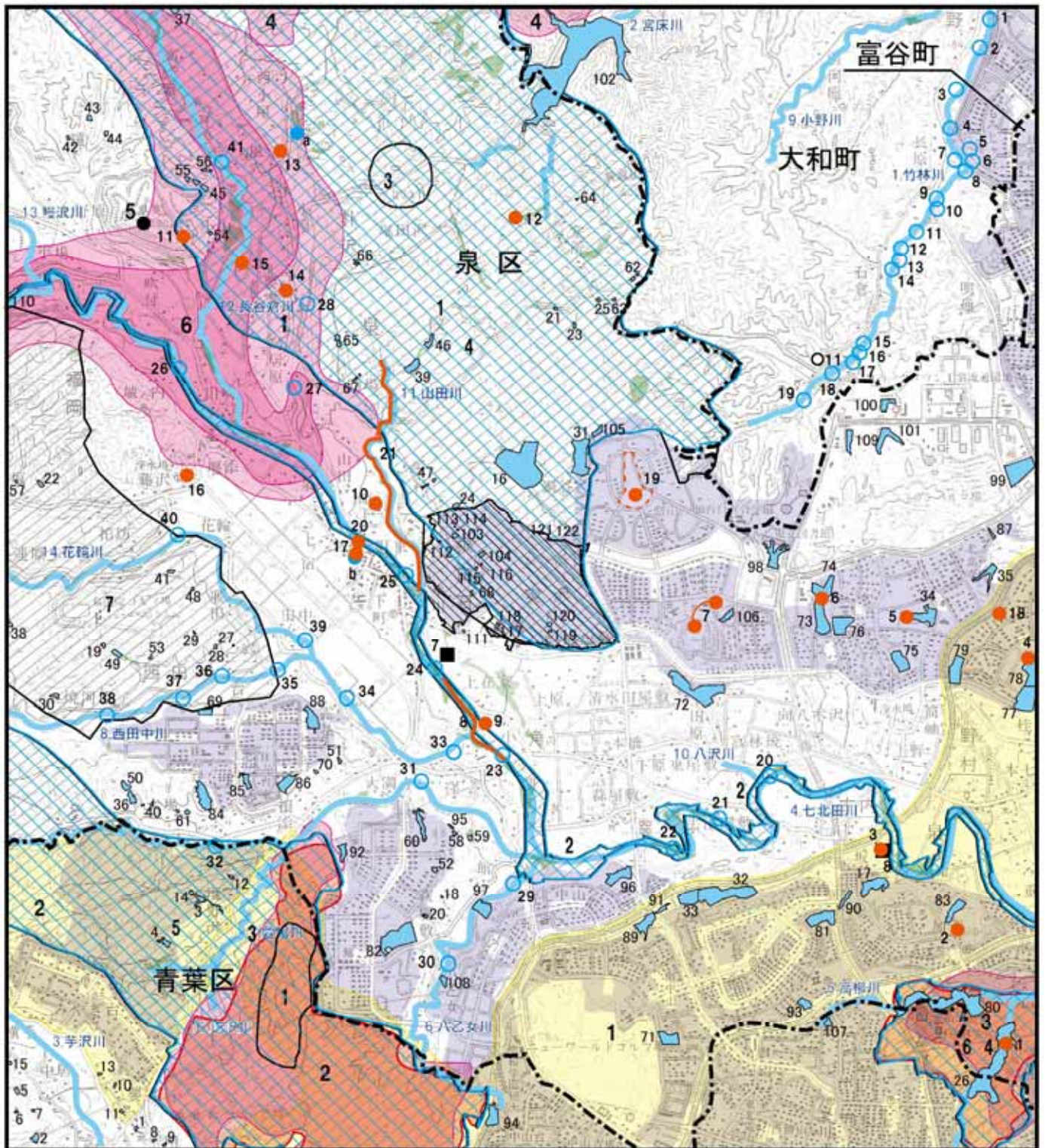


図 4-3(2)
事業の立地にあたって
留意する地域又は対象

5. 配慮すべき内容

5. 配慮すべき内容

前節において選定した「保全等に配慮すべき地域又は対象」と対象事業計画地との位置関係は、図5-1に示すとおりである。

事業実施にあたって、自然環境の保全・生活環境の保全の観点から配慮すべき事項又は環境保全の方針等は、以下に示すとおりである。

ア. 水象

対象事業計画地内及び周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、対象事業計画地内に「ため池（不詳：14箇所）」、南側に「七北田川」、今宮堰、新堰頭首工、西側に「山田川」、東側に「八沢川」、八沢川調整池が存在する。事業実施に伴う濁水により、河川等の水質に影響を及ぼすことが想定されるため、施工方法に留意する。

イ. 地形・地質

調査範囲には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、学術上重要な地形・地質・自然現象や典型地形は存在しないものの、対象事業計画地内に急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流が存在するため、施工方法に留意する。

ウ. 植物

対象事業計画地内及び周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、自然性の高い植生、保全上重要な植物の生育地が存在し、事業実施に伴う直接的・間接的影響が想定されるため、可能な限りこれらの生育環境を保全するように留意する。

エ. 動物

対象事業計画地内及び周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、保全上重要な動物の生息地が存在し、事業実施に伴う直接的・間接的影響が想定されるため、可能な限りこれらの生息環境を保全するように留意する。

オ. 景観

対象事業計画地内及び周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、自然的景観資源及び歴史的景観資源は存在しないが、事業特性を考慮すると、対象事業計画地周辺の眺望地点からの景観に影響を及ぼすことが想定されるため、周辺の丘陵地景観、市街地景観、田園景観との調和に留意する。

カ. 自然との触れ合いの場

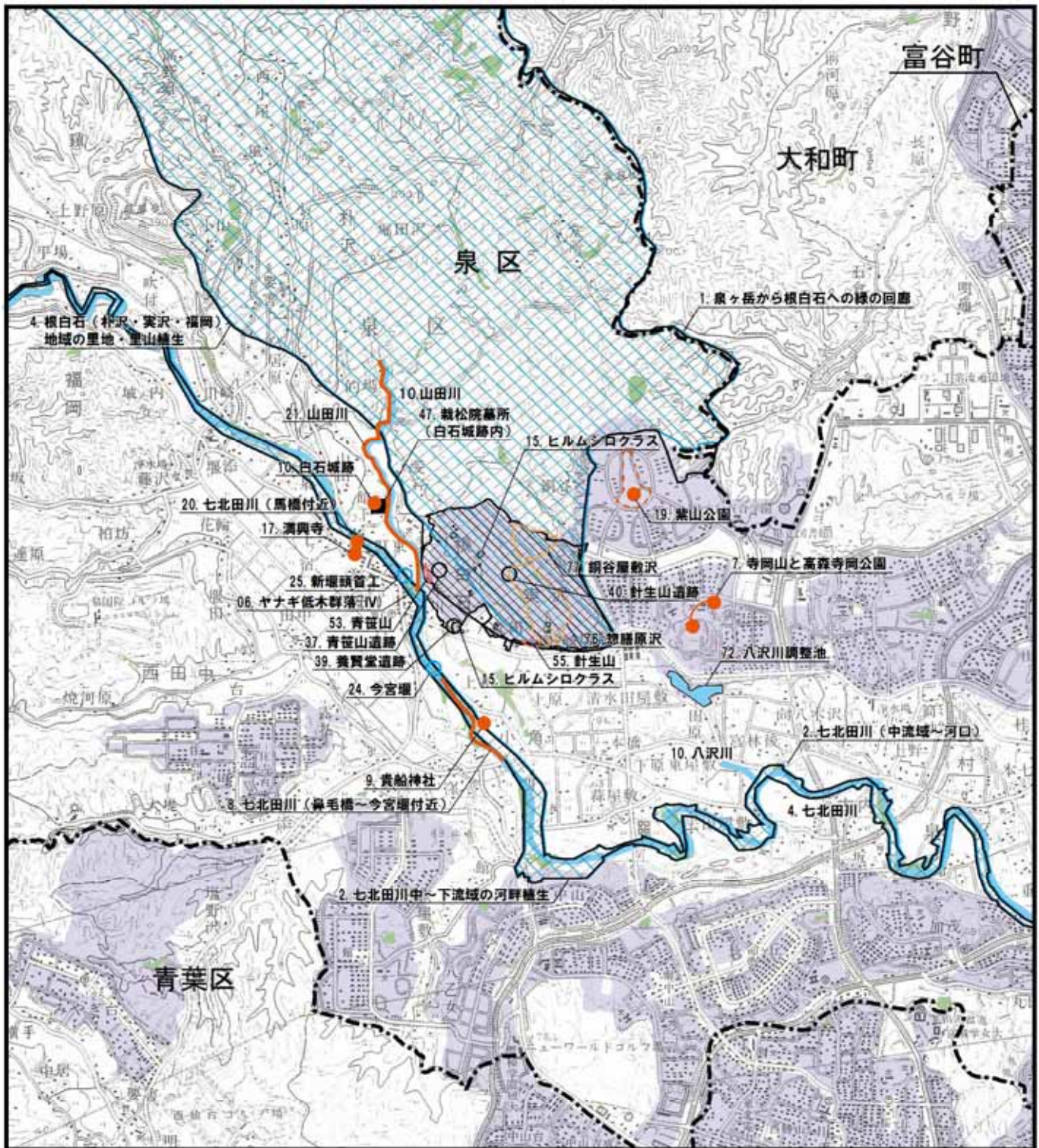
対象事業計画地内及び周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、「寺岡山と高森寺岡公園」、「七北田川」、「満興寺」、「白石城跡」、「貴船神社」、「紫山公園」、「山田川」が存在し、自然との触れ合いの場の利用性に影響を及ぼすことが想定されるため、資材等の運搬や重機の稼働等に留意する。

キ. 文化財

対象事業計画地内及び周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、指定文化財である「裁松院墓所(白石城跡内)」や、対象事業計画地内に埋蔵文化財包蔵地（遺跡）である「針生山遺跡」が存在し、事業実施に伴う直接的・間接的影響が想定されるため、工事用車両の走行ルートを選定や、工事による遺構・遺物に損傷を与えないよう留意する。

ク. その他（大気質・騒音・振動）

対象事業計画地周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として「第1種低層住居専用地域」等が存在する。事業実施に伴う大気質・騒音・振動により周辺の生活環境へ影響を及ぼすことが想定されるため、工事用車両の走行ルートを選定、施工方法に留意する。



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 市指定有形文化財
-  : 埋蔵文化財包蔵地
-  : 急傾斜地崩壊危険箇所
-  : 土石流危険渓流
-  : 自然性の高い植生
-  : 保全上重要な植物種の生育地
-  : 保全上重要な動物種の生息地
-  : 自然との触れ合いの場
-  : 騒音に係る環境基準のA類型 (専ら住居の用に供される地域)
-  : 河川・湖沼
-  : 水源地



S=1:50,000

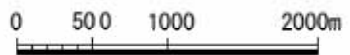


図 5-1

保全等に配慮すべき地域又は対象と対象事業計画地との位置関係